

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年9月19日（金曜日）		
開会	午前9時59分	閉会	午後2時52分
場所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮑二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 杉本 裕未 議事係主任 福田 佳菜		
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 次長兼長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課課長補佐 渡邊 聰 障がい福祉課長 枝谷 承文 障がい福祉課課長補佐 前岡 和憲 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 竹内 大		
	【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 山根 径 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 加藤 敦子 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悅子 保健医療課課長補佐 尾崎真奈美		
	【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課業務管理室長 波多野 哲 事務局医事課長 谷口 智章 事務局医事課デジタル推進室長 山根 寿彦 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時59分 開会

【市立病院】

◆**勝田鮮二委員長** それでは、時間少し早いようでございますが、皆さんおそろいで始めると思います。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、市立病院の議案審査の後、福祉部、健康こども部の順に進めてまいります。それでは、審査に入ります前に、平野病院事業管理者より挨拶をいただきたいと思います。平野管理者。

○**平野文弘病院事業管理者** おはようございます。市立病院事業管理者の平野です。お世話になります。暑かった夏もちょっとやっとこさ、やれやれという感じにまで気温が落ちて、ただ、湿度が高いためか、ちょっともわんとしるというのが今日の天気かなというような思いをしております。

市立病院のほうからは、9月の8日月曜日の日だったでしょうか、説明をさせていただきましたが、議案第105号ということで病院事業会計補正予算、この補正の中の3点、債務負担行為の期間延長が2点と、電子カルテの導入更新が新規で1点、それから議案第120号はドックの料金の改正ということで提案させていただいております。

9月8日の日に既に各担当のほうから議案のほうは説明させていただいているので、御審議のほど、よろしくお願いしたいという具合に思います。どうぞよろしくお願いします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。

議案第105号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案第105号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 契約期間の延長ということで、最初の2つの議案、105号についてから始まるんですね。議案105号の契約期間の延長というのが2つあります。医薬品、診療材料一括購入及び管理業務と滅菌消毒業務は、今まで3年間だった契約を5年に延長して契約するというものなんですが、これ3年の予算を割り算して2年延長したらちょうどこの金額になるんですけど、全く賃金とか、値上がりが考慮していない契約ということなんだなと。だから、それがメリットなのかなというふうに思ったんですが、そのように理解したらいいんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 波多野室長。

○**波多野 哲総務課業務管理室長** 業務管理室の波多野です。最初にこの3年間で出させていただいた分に、既に人件費等のある程度の値上がり分というのは加味してさせていただいている。ただ、これから5年というところでどう動くかまだ分からない部分でというところもありますので、今の、取りあえず目指せるところまでを組ませていただいている。その分で今回2年間延長ということで、そこは現状維持という形で組ませていただいております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今、受けていただいている業者に、こういうことでどうだろうかということをこれから持ちかけるというか、5年に延長したいけど可能かどうかという話をするというふうに理解したらいいんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 波多野室長。

○**波多野 哲総務課業務管理室長** 業務管理室の波多野です。業者のはうには、ある程度聞き取りというのはさせていただいてるんですけども、そこが3年か、5年かという話も協議の中ではさせていただいております。この御時世、やっぱり物価高騰、人件費上昇ということで、やっぱり短い期間より長い期間のはうがいいですという話は受けております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** いいですか。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それでは以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め、討論を終結します。それではこれより議案第105号令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは続きまして議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** まず、改正に伴う影響ということで、年間3,000人の利用者で660万の増額を見込んでいるということですが、令和6年の市立病院の人間ドックの利用者の数と、それからどういう保険の人がこの市立病院の人間ドック受けとられるのかっていうようなところを教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** 事務局次長松田でございます。令和6年度の実績ということでお答えさせていただきます。人間ドックの利用者の総数が3,731名ございまして、内訳は、国保の方が695名、こちら今回の料金改正の対象ではございませんが695名、それから団体というふうに内訳しておりますが、主に共済、市町村共済とか、教職員の共済組合とか、あと大企業ですね、NTTさんとか、鳥銀さんとか、健保組合をお持ちの保険の方が2,721名で、あと個人で満額払っても受けたいという方が315名ということでございまして、大体今回の対象になる方が3,000名強の人数が昨年の実績でございますので、ざっくり3,000人と書いておりますけれども、それ以上の增收を期待して見込んでおるということでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 診療報酬に置き換えた場合は4万7,601円になるという説明でした。今回4万8,000円とか、4万7,000円とかではなくて、4万2,000円の消費税で4万6,200円という提

案なのはどういうことでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** 事務局次長松田です。ドックをやっている総合病院、県立中央病院、鳥取赤十字病院、生協病院とありますけど、いずれも競合相手ですので、それ以上の値上げになるとやはりお客さんが離れていくということがございますので、今、中央病院と日赤さんが4万6,200円でやっておられますので、同額まで引き上げるということで設定をしております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 国保の人間ドックとは関係ないということでした。個人の人って315人あるつていうことでした。4万4,000円払ってでもやっぱり市立病院の健診がいいなということで、人間ドックがいいなということで受けにいらっしゃる方だというふうに思います。どういう経緯というか、で受けにいらっしゃる方があるのか、あるいはどんな年代の方なのかとか、そんな分かれますか。

◆**勝田鮮二委員長** 松田次長。

○**松田真治次長兼総務課長** 事務局次長松田です。顧客層についての分析はちょっとできておりませんが、比較的所得の高い方、当然満額払って、助成金なしで満額払って受けられる方ですので、というふうには聞いておりますし、後期高齢者の方がドック事業というのが対象にならないので、そういう方でずっと市立病院で現役時代ドックを受けている方が引き続き来られるとか、そういう方がおられるというふうには聞いております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** それではなしということで、以上で質疑を終了します。討論はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 現役時代、つまり市立病院で多分治療につながったり、あるいは人間ドック受けて、ドクターとのつながりだとか、健康を何とか維持したいということで受けにいらっしゃる方だと思います。後期高齢者の方というのも多いと思います。年間使用料、増額も660万ということですし、むしろ今の価格を維持して、できるだけ続けて、あるいはもっと健診を、人間ドックを受けていただくということにつなげることが大事じゃないかと思います。

特に、今、物価高でいろいろどこを削ろうかというときですので、健康を守っていただくための、確認をしていただくためのドックを引き続き受けにいただけるように、今のままの金額でやるべきだというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 私は賛成の立場です。といいますのは、改正の目的に書いてありますように、人件費、材料費の高騰を受け、使用料の額を改正するということですので、これは病院側としても必要なことだと思います。また、先ほどの質疑の説明の中で約3,000人、でも多く見たら3,000人以上の見込みがあるというふうに考えますし、その中でこの金額上げたことによって、この3,000人が減っていくっていうことにはならないのではないかなっていうふうに考えます。

先ほど反対討論でもありました、今までの流れの中で受けておられる方っていうのがあるということで、もしもこの方々が非常に困りで、これ上げることによって離れていくっていうことであるならば考えなければならないと思うんですが、そのところもよく考えながらのこの事業だと思いますけれど、大方その内容についてよその総合病院と比べてもそこを出ないようにするとか、また、鳥取生協病院の場合は今4万4,000円で行かれていますけども、これがこのままいくかどうかのものも、ちょっと私には分かりませんけれども、この件については賛成したいというふうに考えます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。以上で討論を終結します。これより議案第120号鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上でよろしいでしょうか。そのほか何かありますか。では、これで市立病院を終了します。市立病院の皆様は退席ください。

【福祉部】

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続き福祉部に入ります。まず、藏増福祉部長より挨拶をいただきたいと思います。藏増部長。

○**藏増祐子福祉部長** 福祉部藏増でございます。本日は9月8日の前回の委員会に御説明を申し上げました議案に加えまして、9月17日に追加の補正予算を計上させていただいております予算議案が1件ございます。追加提案させていただきました議案第128号は令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、福祉部の関係といたしましては、低所得世帯への光熱費等の一部を助成を行う経費を計上させていただいております。詳細につきましては担当課長より御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** それでは、審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 岡田でございます。事業別概要書の18ページの下段に当たります地域介護・福祉空間整備等補助金についてのこれ確認になるんですけども、これ新しくできた交付金の制度ということで、厚労省のほうの制度を見るときに、この中に、この補助金を活用するに当たつてなんですが、防災・減災等市町村事業整備計画っていうものを作成することができるってい

うふうな形で書いてあるものがありまして、これっていうのは本市のほうではこの事業するに当たってなんですけども、こうした計画っていうものがつくられたかどうかの確認です。お願ひします。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。この整備につきましては事業者さんがそういういった整備をされるということで、事業者さんがその整備される内容というものを計画として位置づけて申請のときには申請書類のほうに書かせていただいている現状がありまして、これに限って特別そういった、この補助金を交付するに当たって、鳥取市のほうで具体的に整備計画というものはつくっておりません。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** よろしいですか。

◆**岡田 実委員** はい、ありがとうございました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 事業別概要書18ページの上です。この事業、地域住人同士のつながりが薄くなったり、福祉活動の担い手が不足しちゃっておると、いわゆる地域力が低下しておって、その福祉活動の活性化を図らないといけんと、何とかせないけんということであると思うんですが、具体的な事業はどんなようなものか、それで、その効果がどういうもんがあったかってなことをまずはお願ひします。

◆**勝田鮮二委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内でございます。先ほど岡田信俊委員のほうからこの地域の「話し愛・支え愛」推進事業の具体的な中身とその効果といった御質問でございました。このたびの事業別概要書にはその補正予算の内容しか書いていませんので、少し説明をさせていただきたいというふうに思います。まず、事業の概要といたしましては、先ほど委員さんのほうから御紹介いただいたように、その地域住民の方々の結びつきが弱くなっている中で、地域住民自らが身近な福祉課題に気づいていただいたり、支え合いなどの福祉活動の活性化を図るために地域における福祉の話し合い、しゃべり場、支え合い、ささえ場、学び、まなびの場、そういう3つの場づくりをモデル地区を選定して鳥取市社会福祉協議会と協働して推進するといったような事業になっております。

もう少し具体的に言いますと、モデル地区の選定ということですが、令和3年度～5年度、3か年にわたりまして城北地区と湖南地区をモデル地区といたして実施をいたしました。これはコロナの期間だったもんですから、当初2年の予定を1年延長して3年～5年としたものでございます。あと、令和5年～6年の2か年につきましては明徳地区と東郷地区で実施いたしました。現在は令和6年度から修立地区と美保南地区で今現在7年度ということで、合計6地区で実施をしていっておりました。

その効果といたしましては、その話し合いの場をつくられたりとか、地域住民の方にアンケートを取られたりとか、また、その地域内のいろんな福祉関係の団体等を紹介される冊子を作つて配布をされたりとか、そういう取組というものをされております。そういうことの取組が、モデル事業が終わっても継続していただいているというふうには認識はしております。

ます。ただ、やはりモデル事業ということで集中的に、いわゆる社協の職員が支援に入っておりましたので、モデルが終わると、その職員がいなくなるとやっぱりなかなかいろんな活動の継続の困難っていうことは感じてはおられるということも伺っておりますので、令和8年度以降の取組について、いろいろちょっと検討はしていきたいなというふうには思っております。取りあえず以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 分かりました。モデル地区を選定しておられると。来年度以降、新年度以降どうされるかって聞こうと思ったんですけど、今、いいですか。じゃあ、お願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内です。次年度以降ということなんですが、今現在6年度、7年度、修立地区と美保南地区ということは先ほど御紹介させていただきました。一応7年度でこのモデル事業としては終了いたしまして、令和8年度からは、今現在、地域福祉推進計画のほうで、いわゆる地域のネットワークづくりというものを進めていこうという計画をしております。そういった中で、そのネットワークづくりを進めていただくための、やはり検証的な取組をもう少し継続していきたいなというふうに思っています。そういう事業に関わるものを8年度以降は少し概要を変えて、組立てもし直して考えたいというふうに思っております。この「話し愛・支え愛」推進事業としては一応7年度で終了ということで考えております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 分かりました。ありがとうございました。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 私は軽費老人ホーム運営補助金で、今回補正で124万2,000円が上がっておりまして、1人当たり5万4,000円の補助金ということで生活相談員と介護職員ということで、この5万4,000円、ちょっと少ないような気もするんですが、この根拠となった金額、5万4,000円の根拠とはどのような計算でされているのか教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。この5万4,000円の単価ですけども、このたび補正で計上しております補助金につきましては、国の介護人材確保・職場環境改善等事業が踏まえられた内容で改定をするようにといったような内容で国の方から通知をいただいておりまして、国の方に改定の考え方ですか、といった金額の算定方法というようなところの記載があります。

というのが、国がしている事業と同じようなこういった処遇改善に向けた補助をしてくださいということに基づいておりまして、国の処遇改善に係る補助金でこういった軽費老人ホームの職員さんの処遇改善であったり、職場改良をした場合は年間5万4,000円の額でというようなどころで計算っていいますか、算定がされておりまして、そこを踏まえて補正予算を上げさせていただいているというところになります。ちょっと具体的な計算方法等はちょっと細かくて、率とか処遇改善に、もともと介護報酬の改定からずっと処遇改善を図ってくる中での取組

になりますので、そういった国の通知を踏まえて、単価のほう決めさせていただいております。
以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 国の通知を受けてということです。これ上がったる金額は全部一般財源なんですね。交付税算定とかされるんならいいけども、だから、この辺はちょっと、国は通知しとるんだけど、じゃあ、市町村で考えということなのかと思ってのもんです。5万4,000円が高いのか、安いのかというところはちょっと考えるところはありますけども、了解、分かりました。
以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。すみません。説明が不足しておりました。
この一般財源につきましては交付税措置がされるということが通知の中に明記されているものでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 岡田でございます。先ほどの、今の質問にまた、重ねてのちょっとこれ質問なんですけども、この5万4,000円を補助したその事業者側の使途、使い方なんですけども、これは人件費だけに、処遇改善だけに特化したものなのか、先ほどちょっとと言われたかと思うんですけど、職場改良とかいうふうにもさつき聞こえたんですが、要は人件費以外にも、使用することができる性質のものなのかという辺りの確認をお願いします。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。補助受けられた事業者側の方が処遇改善ですか、職場環境改善といったようなところで御利用いただくということで補助のほうをどういうふうに、こういった処遇改善等に生かされるかっていうところは計画をされるということになっておりまして、人件費だけにこの分を丸々充てるというわけではなくて事務の効率化を図るための取組ですとか、そういうことに使われるということで補助のほうを要件としております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政の加嶋です。事業別概要書は20ページの上段、障がい福祉課さんにお尋ねします。この水中自動掃除機なんですけども、まず、どういった作業ができるのか、この水中掃除機を使うことで光熱費の削減につながっているのか、人間のする仕事の省力化につながっているのかということを踏まえまして、この水中掃除機を導入する51万7,000円以上の効果が見込まれるものなのかどうかをお尋ねします。

◆**勝田鮮二委員長** 枝谷課長。

○**枝谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枝谷です。加嶋議員より御質問いただきました。この水中自動掃除機ですが、プールの底をずっと移動していくことで、水を吸い込んで、フィルター、網で浮遊物を取り除いて、また、水を上から放出するというようなことをやっておりまして、水中の衛生環境の向上というような効果がございます。光熱費の削減につきましては、むしろ電気代がかかるということでプラスにはなりますが、このロボットがなければスタッフが

人力でたも、網で浮遊物をすくっていいかないと云ふといふことがございますので、自動でそういった浮遊物、髪の毛ですとか、水中の底に落ちた砂とか、ちょっとぬめりとか、そういったものを取り除く効果があると考えております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 質問重ねてしまいますが、そういった面から人力で、人がすることを思うと、その省力化を考えたら導入経費がその人件費やお仕事の省力化の効果のほうが上というふうに考えてよろしかったでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 枝谷課長。

○**枝谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枝谷です。すみません。答弁が不足してしまって申し訳ありませんでした。そうですね。今のところは週1回、木曜日の午後に自動掃除機で掃除をして水中のごみを除去しているということになりますが、このロボットがなければ毎日スタッフのほうがたもですくっていいかないと云ふといふ。プラス、特にプールの真ん中辺りは、なかなか取れない、除去できないところもございまして、完璧ではないということもございますので、まず、スタッフの人力の省力化、プラスしてプールの水の水質の向上という効果があると考えております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今の水中自動清掃機なんですが、いつ購入されたもので、交換部品もなく、その効果は非常に認識しているんだけど、壊れるまで限りなく使ったということなんんですけど、いつの納入のものなのか、それと今、どうしているのかということを教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 枝谷課長。

○**枝谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枝谷です。この水中自動掃除機につきまして壊れたものにつきましては備品の扱いをしているんですが、23年の登録ということになりました購入から約14年近くが経過をしているというものになります。昨年辺りから少し動きが悪いというような報告は受けとったところですけども、既に6月上旬には動かなくなってしまいまして、先ほど申しましたとおり、水中環境の衛生環境向上ということと、スタッフの人力の省略化ということもありまして既決予算で流用して対応はさせていただいたということになります。それで、現在8月上旬には既に新しいものが稼働しているという状況でございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採

決)

◆**勝田鮮二委員長** それでは引き続きまして議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 事業別概要の68ページになります。それから、説明いただいた資料をいただきました。賦課データベースのシステム変更のために、住民情報系システム、2重業務のうちの国保のシステムと、それから後期高齢者医療制度のシステムを変更するための補正予算ということです。これはまず、国保料の賦課徴収システムに加算する形で徴収することになるんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。岩永委員からお尋ねの国民健康保険料の賦課データベースを追加というか、変更という形になると思います。現在、国民健康保険料を計算するデータベースがありまして、そこにこの子ども・子育て支援金の計算をするためのデータベースを変更する形になります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 変更する形になるということなので、加わった形で徴収することになるということだと思います。それから、総額、いただいた資料で、今年度は6,000億円という、令和8年度から、資料で、段階的に増額になるんだけど、今年度じゃないな、令和8年度は6,000億円規模となる予定ですということなんんですけど、これは具体的な今、金額設定というのは1人頭、示されているんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。資料のほうに書かせていただいております令和8年度、これは国全体で6,000億円を予定、その規模になる予定だということが国のほうのホームページに掲載をされておりまして、具体的な1人当たりの金額というのも国が示されているところでは、国が試算をされた1人当たりの平均月額ということで、国民健康保険では、令和8年度は1人当たり250円というふうに国のはうは試算をされておりますが、これはあくまで国全体で平均的なものを出されたものでして、実際には所得によっても変わってきますし、具体的な金額というのはまだ、今の時点では分かっておりません。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** そうすると250円という、平均250円というのは出されているけども、所得によったり、それから計算式は示されているというふうに理解したらいいですか。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。計算式は、これは納付金として県から今、市町村のほうが各保険者に納付金をお支払いするんですけど。その中に加わってくる形になりますので、まず、国のはうからは県に対してその納付金を計算する数式というか、計算する形は県のほうには示されてくるのではないかと思っていますが、今の時点ではちょっとまだ私たちのほうは分かっておりません。具体的な数式というのは、保険料の計算で所得割とか、平

等割、均等割がありますので、そういったところに子ども・子育て支援金分が、今は後期高齢者支援金分と、それから医療費分とかありますけど、そこに子ども・子育て支援金分として加わってきますので、計算としては、そういう国保料を計算する仕組みと同じような形になりますけども、先般ちょっと一般質問でも伊藤議員さんからお尋ねをいただきまして、18歳までの子供に係る部分は、この子ども・子育て支援金はかかるないように国のほうは設定をされていますので、そういったところが少しほかの保険料とは変わってくるところかなと思っております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長 岩永委員。**

◆**岩永安子委員** 18歳未満でかかるんかったところは、ほかのところで補填する格好になるので。最後の質問です。税金ではないんですけど、免除だとか、減免の制度というか、システムというか、そういうのは想定されているんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長 池上次長。**

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。岩永議員さんからの子ども・子育て支援金に対する減免ということのお尋ねだと思います。国民健康保険料の今、7割、5割、2割という軽減があります。この軽減はこの子ども・子育て支援金にも同じように軽減がかかることになっております。また、未就学児については2分の1軽減が、今、均等割にかかっておりますが、それが同様にかかるというような仕組みであります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はございませんか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 子ども・子育て支援金、子供たちを本当に社会で育てていこうという理念はもつともだと思いますし、本当に健やかに生まれる、育つ、支援していかないといけないと思いますが、それをみんな国民から徴収するという制度としたので、今回のシステム変更が発生するということだと思います。そのシステムの変更だから国が国庫負担で行うのは当然だと思いますが、その作られたシステムによって、これから、令和8年から支援金として全てこれは国保の制度ですけれど、国保の被保険者に、加入者にかかるということなので私は大きな負担増になります。反対します。

◆**勝田鮮二委員長 西尾委員。**

◆**西尾彰仁委員** 私は賛成のほうで討論させていただきます。やはり次世代を担う子供たちをしっかりと持続可能な国保で支えていくというのがやっぱり理想的ではないかなと思います。国や県や市が全額出してというんでなく、さっき国の試算で250円って言つとられましたので、それは所得が高い人にはそれなりになると思いますが、介護保険なんかと違って65歳以上の場合はなつたらかかるのとは違って、子供っていうのは次世代をつなぐ、日本のこれからをつなぐ意味もあるので持続可能な措置ではないかと考えます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。**

◆**平野真理子委員** 賛成の立場で討論いたします。先ほどもありましたように、この社会で子供を育てていくという理念については、賛成だという討論もありましたけれども、まさしくこの子ども・子育て支援ということは、国で今後考えていき、また、そのためにはどうしても財源

が要ります。その財源をどこから持ってくるかということを国で考えられ、この保険料から貢っていただこうということになったというふうに理解しております。中にはよくネットのほうでは、すみません。忘れたんですけど、ちょっと勘違いするような名前で税を負担するというのを言われているんですけども、何だか、すみません。申し訳ない。忘れてしまったんですけども、やはりこれから、もうまさしくこれからこの国、社会を担っていく子供たちを、例えば今の財源の中で、どうやってひとり親家庭を支えたりとか、また、所得の少ない人を支えたりとか、これから子供をつくっていこうということを考えている人たちを本当に支えていくための、ちょっと長くなりましたが、失礼。財源の確保という意味でのこの考え方ですので私は賛成いたします。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政の加嶋です。賛成の立場で討論させていただきます。先ほどの岩永委員の質疑でもありましたけども、国保と同じく軽減措置はされておりまして、そのことを鑑みると、消費税の増税で財源をつくると、そこは逆進性が高いというふうに主張された方が多い中、制度設計が考えられているのかなと、そういったところで平均が先ほど、西尾委員の討論にもありましたが、国民の平均250円が目安とされていますけども、そこについて当然国保を負担されてない方は払わないわけですし、その収入に応じてその金額は変わってくるというわけで、負担できる方が負担してこれからの世代を支えていくというシステムの改善には賛成をしていくものであります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第102号令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 举手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きまして議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それでは質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第103号令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算を採決します。本案に対し賛成の方は举手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 举手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** 引き続きまして議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** いただいた資料11ページを見とて、先ほど、国保の場合は令和8年度平均250円だって言われましたが、その250円というのは後期高齢者医療保険も同じでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。国が示されております子ども・子育て支援金の試算ですが、1人当たりの平均月額で後期高齢者医療制度においては、令和8年度は1人当たり200円というふうに国は試算をされております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 令和8年は200円、令和9年は、国は8,000億円、令和10年は1兆円規模となるというふうに国保の資料のところにありました。後期高齢者の場合は、令和8年は200円だけど、これの計算でいくと9年、10年はどうなるのかというのを教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** 保険年金課池上です。後期高齢者医療制度においては、令和9年度は250円、令和10年度は350円というふうに国のほうでは試算されております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** よろしいですか。

◆**岩永安子委員** はい。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** それでは以上で質疑を終了します。討論はござりますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 先ほど、国保のところでシステム変更のことが同じように後期高齢者医療制度でシステム変更をしていくということだと思います。令和8年の200円で終わるわけではなくて、金額も上がっていく。後期高齢者の保険そのものが本当に高くて、来年も上がるんじゃないかって言われているような状況の中で、やっぱりこれは子ども・子育て支援金として、高齢者に賦課するものではなくて、きちんと国が財源を作るものだというふうに思います。よって、そのためのシステム変更ですので反対します。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかござりますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** はい。私は賛成の立場で討論いたします。先ほどの国保と同じように、子ども・子育てのための財源として保険料を使っていくという考え方ですので、賛成いたします。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかござりますか。それでは以上で討論を終結します。これより議案第104号令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算を採決します。本案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

追加提案

議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて追加提案に入ります。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課の事業について御説明いたします。説明資料は9月追加補正予算案の事業別概要7ページ下段の低所得者等への光熱費助成事業費（生活保護受給世帯分）になります。このたび、鳥取県においては9月補正予算にて市町村が物価高騰による家計への影響が大きい世帯へ支援を実施する場合、県・市合わせて1世帯当たり8,000円、補助率2分の1とする家計負担激変緩和対策事業を予算計上されており、本市としましても県と協調して事業を実施することで、物価高による影響が大きい生活保護世帯の方の生活への影響を緩和したいと考えているところでございます。

事業の内容としましては、病院及び社会福祉施設に入院又は入所していない世帯に対し、1世帯当たり8,000円を助成するもので、世帯数としては10月1日を基準日としまして1,950世帯を見込んでおります。事業費としましては、助成額の1,560万円に郵送料などの事務費を加えまして合計1,614万5,000円。財源としましては助成額の1,560万円の2分1であります780万円に鳥取県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用し、残りは一般財源となります。

今後の事務スケジュールですけれども、9月定例市議会にて御承認いただけましたら、早急に事務作業に入りまして、10月末を目指して生活保護世帯への助成を進めたいと考えているところでございます。生活福祉課の説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 枝谷課長。

○**枝谷承文障がい福祉課長** 障がい福祉課枝谷です。続きまして障がい福祉課の所管に係る9月追加補正予算費で御説明いたします。同じく事業別概要7ページの上段を御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費（特別障害者手当等受給世帯分）です。こちらにつきましては、事業の経過背景・目的等、先ほどの生活福祉課より説明のありました生活保護受給世帯分と同様でございまして、特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の各手当の受給世帯のうち、生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯を除きました住民税非課税世帯に対しまして、1世帯当たり8,000円を助成するものになります。

対象世帯は合計で250世帯を見込んでおります。補正額は助成額200万円に郵送料等の事務費7万4,000円を加えました207万4,000円、うち、先ほど同様、助成額部分の2分の1の100万円につきましては、県の家計負担激変緩和対策事業補助金を活用する予定としております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明をいただきました。それでは議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について皆様から質疑はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 下段のほうの生活福祉課の関係ですが、この10月1日時点ということで、病

院又は施設に入所の場合は外されるというはどういう考え方からでしょうか。県が言つとるんでしょうけど。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。生活保護基準につきましては、在宅の方には食事部分プラス光熱費部分を支給しております。ただ、例えば入院の世帯の方に対してはそういった光熱費部分について支給しておりません。入院中の日用品を買う費用しかお出ししておりませんので、こういった入院中の方については、光熱費の助成は不要ということで助成のほうはしていないというところでございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 私、県がそういうふうに指定しているんでしょうけどって言ったんですが、そういう考え方に基づいて、入院中又は施設に入所している人を外すということを決めたのは市ですか。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。先ほど岩永委員おっしゃられたとおり、県のほうの補助金交付要綱のほうに病院又は社会福祉施設等に入院又は入所している生活保護世帯は除くというふうに書かれておりますので、本市もこれに従って運用しているところでございます。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。県の補助金要綱にそういうふうにあるということで理解をいたしましたが、1世帯当たり8,000円で、たまたま10月1日に入院しとてということを、本当に、ぜひ、勘案していただいて、何とか再度そういう病院又は施設に入所している人も検討していただくように考えていただけないかなと、これは要望です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政の加嶋です。議事に残すために質問をさせていただきますけれども、この金額の8,000円というものの算定の基準と、その対象者が世帯になっておりますので、世帯に応じては一人暮らしの世帯もあれば、複数人の世帯もあると思うんですけども、そちらについて一律この金額となっているという理由、算定理由といいますか根拠というのをまず教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。後段のまづ御質問のほうから。これは世帯単位で要綱のほうは助成のほうさせていただくんですけども、これは考え方のほうが光熱水費は世帯で請求されるものというふうなところが根底にございまして、世帯単位というふうになっておるところでございます。あと、最初の御質問の8,000円の根拠でございますけれども、鳥取県のほうに確認したところですけれども、県のほうは国が電気ガス、ちょっと正式な事業名は忘れましたけれども、電気ガス料金の負担の支援事業、これは実施しております、この支援額を参考に平均的な世帯当たりの消費量を基に、この国の事業が終了した後の影響額を試算しまして、あと、米価の高騰分も配慮しまして現在の金額を決めておるというふうに伺っております。

ます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** お答えをいただきました。その対象となる光熱費が上がっている期間が、例えば今年度の3月までの増加分を合計して8,000円ぐらいが妥当だろうという助成の費用なのかが1点と、2点目で、本当に米価の高騰分が考慮されるっていうような裏づけが、この助成事業にはあったかどうか、念のため確認で2点お尋ねいたします。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。具体的な算定方式、算定額というふうなのはちょっと伺ってはないんですけども、考え方として先ほど申し上げたような考え方で、補助率、補助額というのを定めたと伺っております。本市としましても県と協調して事業を実施したいというところがございますので、県の考えに基づきまして、本市も事業を実施しようと考えているところでございます。説明は以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 加嶋副委員長。

◆**加嶋辰史副委員長** 開政の加嶋です。そもそも物価高騰が考慮されているということがお答えいただいた中で分かってきましたが、そうなっていくと生活困窮世帯だけでなく、みんなが困っていることにはなってしまいますので、その制度設計の背景の把握だと、説明の文言で強調すべきところを整理されて説明していただかないと、この委員会の審査でも審査の方向が間違ってしまうこともあるのかなということを1つ意見として、もう1つの意見としてはやはりこの8,000円ではその場しのぎにしかならないのと、世帯当たりになっておりますので、基本料金については確かに助成になっておるとは思いますが、複数人で構成されている世帯においては、足り苦しいところがあるのかなと、そういった面では引き続き現状の聞き取りから、そもそものものを精査して、年度内に必要であれば同じような事業が考えられるべきかなということで意見をして終わります。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 対象者のところで、もう一回ちょっと教えていただきたいんですけども、対象者は生活保護世帯の1,950世帯を見込みになっておられるんですよね。先ほど岩永委員さんの質疑の中でちょっと私も確認させていただきましたけど、この生活保護世帯というのは、基準はどこ、もう一回教えてもらいたい、どこの基準になる、いつ生活保護世帯であるという基準を教えていただけますか。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。10月1日時点での生活保護を受給されている方が対象となります。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** 分かりました。10月1日時点の方ということで、それは先ほど入院だと、施設に入られているという生活保護を受けられるその基準と同じことになると思うんですけども、そうするとやはりまたまそのときに外れるという方は、またもう1回審査して基準に入っていくことがありますよね、生活保護の場合だったら。でも、その方は今回のこの

助成事業には入らないということなんですよね。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。入院の方でも、実は短期間の入院でございましたら、生活扶助、食費、光熱水費、こういうのは支給されております。1か月以上の入院、長期の入院になられた方は対象になるんすけれども。ですので、短期間の入院の方ですと生活保護費は在宅基準が適用されておりますので、そういうような方に対しては8,000円の助成額、助成金をお渡ししているということになります。長期の入院の方をイメージしていただければとは思っております。以上でございます。

◆**平野真理子委員** 委員長。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** 分かりました。私もこのまるつきり1か月とかいらっしゃらない、入院されているのに出るというのは無理があるかもしれませんけれども、その在宅日も含まれることであればまた少し広がっていくのかなって思いました。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 1世帯当たりですから、例えば御夫婦、あんまり大きい人数の保護世帯は少ないかもしれないんですけど、御夫婦、高齢者2人世帯で、お1人は入院しておられるけど、お1人は家に普通に生活していらっしゃるってなった場合は出るわけですよね。

◆**勝田鮮二委員長** 西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** 生活福祉課西垣です。もう1人の方に在宅基準が適用されておりますので、助成額のほうはお渡しするということになります。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは以上で質疑を終了します。討論はござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願

令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書
(質疑・討論・採決)

◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて請願審査に入ります。令和7年請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願書について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** ちょっと分かれば教えていただきたいことがあります、長寿社会課さんのほうに。加齢性難聴者っていう場合、その加齢性っていうところには年齢の制限とか、何か年齢

について決まり事があるでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。加齢性難聴ということの定義を、すみません。存じておりますが、加齢に伴って状態がよくなくなるという症状があつて、その難聴、加齢性難聴という言葉で言われてると思いますが、40歳から始まるとか、30歳から始まるとかっていったようなことで、啓発をさせていただいておりますので、お年寄りっていいますか、高齢者の方に限ったという病名ではなくて、年齢を重ねるごとに聞こえの状態がよくなっていくという症状を持って加齢性難聴というふうに整理しているんじゃないかなというふうに、すみません、そういうふうに理解しているところです。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** ちょっとすみません。ここでは質疑っていいですか、あれですよね、執行部さんにお聞きすることになるので、あと、いろんな委員のほうにお聞きしたいときには委員間討議をお願いするという動議出さないといけませんよね。

◆**勝田鮮二委員長** はい。

◆**平野真理子委員** そうですか。もう動議出させてもらってもいいでしょうか。何か早いかな。

◆**勝田鮮二委員長** ちょっと、

◆**平野真理子委員** もうちょっと、はい。

◆**勝田鮮二委員長** そのほか意見があるかも分かりませんので。そのほか。はい、西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** ちょっと前に資料をいただいとるんですけども、県内で8市町が65歳以上の高齢者の方に大方4万円を上限にということで出されていますし、2町に関しては、あれですね、これ日野町と日吉津村ですか、40歳以上というようなことで、加齢性難聴ということで出されているんですけど、実際どれくらいこの市町村は年間使われとったり、どのくらい補助金が出てるかっていうこと、もし分かれば教えていただけんでしょうか。大まかなところでいいです、全部でなくても、大きな市とか、はい。すみません。

◆**勝田鮮二委員長** 松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。すみません。ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調べさせていただきたいんですが、どうしても米子市さんとか、鳥取市が制度がないもので、そういった町とかの単位になりますが。ちょっと分かるかどうか調べてみます。すみません。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 私は、この請願にはちょっと反対の立場でございます。様々な難聴の症状だつたり、今も支援の事業もある中で、加齢性難聴ということで、そこだけに絞って実際どれだけの数の人が本当にこの支援を必要とされてたり、支援を受けたいなと思っておられるのか、補助金がありきではなくて、やっぱりしっかりとしたデータを基に制度設計を図って、検討していくべきではないかなと思っておるところでございます。前にもお話ししましたが、補助金があれば買ってというようなことも、20万、30万、高いのは100万ぐらいするのもあるようですね、やっぱりこの補聴器についていろいろなパターンがありますし、4万円というのは

どういう根拠で今まで出ておるのかっていうのが、ちょっと僕も分からんのですけれども、しっかりと需要というか、この補聴器も前にも言われましたけども、しっかりとトレーニングする期間があるんで、そういう覚悟の上でトレーニングをして、それをつけてよくなるということをしっかりとそこら辺のソフトがでてから初めてこういう、ソフトがでて、しかも欲しい方がこれだけアンケートっていいますか、調査であるから必要だというような根拠をつくってからでいいのではないかと感じるところで、私は現段階では反対です。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** まだ、討論に入ってませんけど。

◆**西尾彰仁委員** ごめんなさい。意見です。

◆**勝田鮮二委員長** じゃあ、意見ということでございます。そのほかござりますか。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** はい。私もちよつと西尾委員の考え方似ておるんですけども、いわゆる加齢性難聴っていうのは、私、専門じゃないんですけども、その症状によっていろいろあるわけで、パチッと加齢性難聴イコールA型補聴器っていうような、そういうことじゃないと思うわけで、もう少し、どういう症状の方々がどれくらいおられて、それで、いわゆる市長答弁にもこの前、岩永さん的一般質問にあったんですけども、医療機関でいろいろ診ていただくとかってなことで、現状把握っていうことが最初だと思うんです。

だから、ちよつといきなりというか、文面審査っていうことでいいましても、2026年の予算編成についてもっていうようなことが触れてあるんですけども、ちよつとこれ早過ぎるんじゃないだろうか、現状把握してどういう症状の方がどれくらいおられて、それに対してはどういう補聴器が必要であって、それが幾らするから補助金が幾らでというような段取りになるんじゃないかと思います。いきなり今から文面で2026年の予算編成に云々かんぬんというのはちよつと採択ということにはできんというふうに思っております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 意見でいいですか。

◆**岡田信俊委員** 意見で。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかござりますか。松本次長。

○**松本 縁次長兼長寿社会課長** 長寿社会課松本です。すみません。県内のちよつと自治体の分ではないんですけども、今回、他都市の中核市を対象に調査したところの実績でいきますと、それぞれ制度の内容が異なっておりますので、対象者ですとか、どういった補聴器本体を補助するとか、そういういろいろ制度が違うんですけども、その結果で言いますと、もう回答いただいている自治体のその件数を調べて平均ですると155件というような数字が出ますけれども、これはもう年によって多い少ないがあります。

ちよつと具体的に申しますと、旭川市が39件ですとか、福山市になると361件とか、そういったところで件数が違えば決算額も違うというような形でいろいろ自治体によって制度を変えておられると思いますので、決算のほうはちよつとほかの補助以外の数字が入っている可能性もありますけども、そういう現状でございます。すみません。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** やっぱりさっきも言われたように旭川市39件とかね、福山市で361件とか、そ

それぞれ市っていいですか、その自治体によって実態をしっかりと把握した上で制度設計をつくるべきだと私は思います。ただ単に補助制度をつくって補助金があればいいというものではなくて、今、調査の状況を言われたんですけど、それぞれ各自治体で制度の内容は異なっている、当然だと思います。単市とか、単独費でやる。やっぱり市としてもしっかりとした調査をしてほんとで必要であれば金額とか、年齢とか、いろんなことを、制度設計を今後検討していくべきだと思います。意見です。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 今も御意見が出てますように、実態把握するっていうことが必要だなっていうふうに出ています。私は前回のときにもお話ししましたけど、この検診とまでいかなくとも、今回10月5日の福祉フォーラムで検診ではなくて検査ですかね、したりとか、また、相談場所を設けられるとか、一歩、この今までと違うところをチェックシートだけではなく、具体的にやってみられるということもありましたので、できれば今回10月5日の模様を受けて、もう少し具体的にどうなのかなっていうことを検討させてもらえたらいいなというふうに考えまして、継審をさせてもらえたならなっていうふうに考えます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** ただいま継続審査を求める意見がございました。まず、継続審査についてお諮りしたいと思います。本請願を継続審査とすることについて賛成される方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 挙手多数ということで、よって本請願は継続審査となりました。それではこれで請願審査を終わります。以上でよろしいでしょうか。そのほか何かありますか。それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆さんには退席ください。健康こども部のほうを昼からということにしていますので、これで、暫時休憩で午後は1時からということでよろしくお願ひします。

午後 11時30分 休憩

午後 12時58分 再開

【健康こども部】

◆**勝田鮮二委員長** 少し時間早いですけども、皆さんお集まりですので、それでは引き続き健康こども部に入ります。議案審査に入ります前に、竹内健康こども部長より挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○**竹内一敏健康こども部長** 健康こども部長竹内です。よろしくお願ひします。本日は先日9月8日に御説明をさせていただきました鳥取市一般会計補正予算（第2号）の御審議をよろしくお願ひいたします。それから追加提案しております健康こども部に係る議案が1件ございます。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）の内容としましては、児童扶養手当受給世帯への光熱費の一部助成を行うための経費として、1,143万2,000円の増額補正を提案しておりますので、御審議をお願いいたします。また、その他の報告が1件あります、休

園中の私立保育園、散岐保育園、さじ保育園の令和8年度における対応について御報告させていただきます。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願いいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは議案審査に入ります。説明については前回の委員会で既にいただいております。それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。岡田実委員。

◆**岡田 実委員** 岡田でございます。事業別概要書の24ページの上段の肝臓がん・肝炎対策事業費についてであります。これ説明の中で、令和6年の4月からだと思うんですが、この医療費の助成の条件が緩和されてこういった対策事業を行ったというふうにちょっと捉えて聞いてしまったんですが、そういう緩和されたんですけど、これは国のほうの制度で緩和されたものなんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。この事業につきましては、国の方の制度で、緩和といいますか、これまで年に3回、令和6年4月前、改正前は過去12か月以内に高額療養費の基準額を超える月が3月以上の方が対象というふうになっておりましたが、4月以降は過去24か月以内に高額療養費の基準額を超える月が2月以上ということで緩和されております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岡田実委員。

◆**岡田 実委員** ありがとうございます。この事業の財源なんですが、一般財源のほうから支出しているわけなんですが、ちょっと私の勉強不足があつてはならないとは思うんですけども、これはやはり一般財源で、国の制度ではありながらも一般財源でこの事業を行ってきたものでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。この事業につきましては県からの委託事業になっておりますので、ですので、県から中核市負担金として全額交付をされます。このたび計上した補正予算につきましては、翌年度の精算時に交付されるということになっております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 同じく24ページ下段です。5類になったので購入事業者の、今まで3割だったけど、今回も3割で自己負担4,500円、非課税世帯は1,500円、生活保護の方は無料ということで実施をしていくということが質疑の中で分かりました。これは今後10月からだったりや

ないかなと思うんですけど、どのように市民に知らせていくんでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。コロナの予防接種につきましては10月1日から接種開始というふうになっておりますので、今月中に対象者の方に接種券をお送りする予定としております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** すみません。もう9月19日なんですが、これから大体対象者的人は何人おられて、いつ発送予定というようなことがもう分かれば教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。対象者につきましては、高齢者の方が5万7,000弱になります。順次今、作業を進めているところでして、予定としましては9月の後半ですね、26、27、28くらいに郵便局のほうから発送ができればということで、今、作業を進めているところです。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** よろしくお願ひします。ただ、今までの2倍の負担になるっていうことで、今まで34%接種率だったじゃないかと思うんですけど、予算も30%に下げてっていうんですけど、でも、結構コロナも流行っておりまして、接種率が低くなるんじゃないかなっていうことで危惧しますけど、速やかな対応をよろしくお願ひいたします。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。以上で質疑を終了します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** はい、討論なしと認め討論を終結します。これより議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

追加提案

議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** それでは続いて追加提案分に入ります。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部の説明をお願いします。

◆**勝田鮮二委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）所管に属する部分について御説明させていただきます。こども未来課です。事業別概要、追加分の8ページを御覧ください。低所得者等への光熱費助成事業費（児童扶養手当受給世帯分）です。依然としてエネルギー価格や物価高騰が継続しており、低所得者世帯の家計への影響が大きいと見込まれることから、経済的支援を県の事業に

呼応して実施するものです。対象者として、こども未来課では児童扶養手当受給世帯分を計上しております。令和7年10月1日時点での児童扶養手当受給者として、生活保護受給世帯を除く1,382世帯分、助成経費として県が基準として示している1世帯当たり8,000円を支給いたします。扶助費として1,105万6,000円、事務経費の封筒印刷代、郵券料、振込手数料として37万6,000円、合計1,143万2,000円を計上しております。

なお、財源内訳として扶助費の2分の1に当たる552万8,000円が県の家計負担激変緩和事業補助金、扶助費の2分の1及び事務費590万4,000円が一般財源としております。なお、児童扶養手当受給世帯への支給としておりませんので、申請は不要としており、議決後10月末をめどに支払いできるよう準備を進めて支給する予定としております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。それでは議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** なしということでございます。質疑なしと認め質疑を終結します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** 討論なしと認め討論を終結します。これより議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◆**勝田鮮二委員長** 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情

令和7年陳情第11号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** 続きまして陳情審査に入ります。令和7年陳情第11号保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情について委員の皆様から質疑、意見等はございますか。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。前回9月8日の福祉保健委員会において、令和7年陳情第11号に関する岡田委員さんからの本市におけるICTの導入状況の御質問に対しまして、私のほうでお答えしました内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたく思います。ICTの導入状況として、今9月定例会にて補正予算を計上している浜坂保育園が導入された場合、全園で導入済みとなるというようなお答えをさせていただいておりましたが、実際には浜坂保育園以外にも未導入の園が1園ございます。今後、浜坂保育園が導入された場合、本市の公私立の保育所、認定こども園、小規模保育事業所67園中66園が導入済みとなり、導入率は98.5%となります。訂正しておわび申し上げます。

◆**勝田鮮二委員長** 訂正ということでおろしくお願ひします。それでは陳情審査に入ります。委

員の皆様から質疑、意見等はございますか。岡田実委員。

◆岡田 実委員 はい。濱田課長様にはありがとうございました。3要件のうちの1つのICTの導入のことでした。意見になりますけども、これ私の意見なんですが、保育士配置基準の引き上げの完全実施とさらなる改善を求める意見というところの理由の中に、要件が厳しくて対象となる施設が限定されているというふうなことから、

そういうふうなことから、すみません。特に1歳児の加算要件をなくした上でというふうに書いてあるわけなんですけども、この1歳児の加算要件の部分の、先ほどの3要件を見ますと、ICTのシステムを導入しているところは先ほどの濱田課長のほうからの内容では98.5%がこの本市の中ではもう導入済みというところであります。

さらには、ほかの2つの要件なんですけども、保育所の運営費加算っていうところのこの加算の処遇改善の1と2と3の全てを取得しなければならないというものと、もう1つは平均経験年数ですか、平均勤続年数を10年以上満たしていることというふうなことがあるんですが、これは保育の質に関わることでございますので、ここのこの要件だけはどうしても外されない要件だというふうに考えたときに、外したくない、外されたくない要件プラスICTという環境の改善っていうところは、もう既に98.5%導入済みということになりますので、このこのたびの陳情というものについては既に実施済み、環境済み、それから要件を外す必要はないというところがありますので、反対といいますか、そのような意見を申し上げさせていただきたいと思います。

あと、4歳・5歳児についてでございますけども、これについては期限の定めのない経過措置っていうところがあつて、そういうところがあるといえまあるんですけども、ひとまず経過措置であったとしても、これも既に保育士のその加算についてはもう既に現場のほうでは行われていることもありますので、それも併せてなんんですけども、もう実施済みというところもありますので、今回の陳情については反対というふうな意見を申し上げさせていただきます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 濱田課長にちょっと聞きます。1歳児の加算要件、さっき岡田委員が説明されたように3つあるんですけど、どれが難しくってなかなか加算が取れていないというようなことがあるのかなっていうふうに思われるでしょうか。あるいは実態をつかんでおられて、どうでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。今現在、申請されているところは要件を満たされている前提で申請されてきておりますので、それ以外、申請されてないところというのは実際に配置ができていなくて申請されていないのか、この加算の要件、3要件のいずれかを満たしていないくて申請されてないのかというものは今現在、把握しておりません。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 前回の委員会のときに課長に聞いて分かったことは、まず、1歳児を保育している42園中35園が今、この申請をしておられて、9月頃に対象になるかどうかがはっきりするということでした。それで42園中35園が申請しているということですから、だけど、全部

が申請できていないということをまず確認したいと思います。それから、以前には保育士1人に対して4.5人の子供、つまりこの基準よりももっと厳しいというか、子供にとっては優しい基準が実施されたことがあります、ですよね。違いますか。保育士、1歳児で保育士1人に対して4.5人という、ちょっとこれを確認させてください。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。1歳児の4.5対1の配置をした場合に、補助事業がございまして、これは県のほうの補助事業で、市のほうも幾らか負担して実施している事業でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** そのときは、ほぼ補助制度に手挙げをしてそういう保育体制を組んでいたということでおいいでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。こちらの補助制度のほうの適用があった事業所というのは、月によって適用の状況が変わりますけども、大半の施設においてこの補助制度の適用を受けて実施されていたという実績がございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今がどうかは分かりませんが、以前にそういう保育士1人に対して4.5人の子供という補助制度があって、ほぼ手挙げをして満たしていたという状態もあったということです。だけど、今、42園中35園しか申請を、手挙げをしていないというのは、加算基準のほうが厳しいということではないのかなというふうに私は理解します。

3歳児の保育で前回課長に聞いたときに、旧基準の施設が1つあります。それから4歳・5歳児で旧基準の施設が1つある、それぞれ1つあるということでした。本当なら基準改定されたので4・5歳児だったら25人にに対し保育士1人、3歳児だったら15人にに対し保育士1人っていう基準に合わせてどこの保育施設でも保育をしないといけないわけですけど、従前のとおりでいいと、期限の定めのない経過措置、つまり旧基準でオーケーというそういう経過措置が盛り込まれたために、足りないところは手挙げしなくとも、基準を満たしてなくてもいいということになったわけです。

そのことが鳥取市の実態の中で分かったじゃないかと思います。ですから、現場の実態見ていただいて配置基準の引上げだとか、経過措置とかいうことじゃなくって、完全実施を基準どおりに求めていくっていう意見書を上げるということが必要じゃないかと思います。

◆**勝田鮮二委員長** 意見でいいですね。

◆**岩永安子委員** はい。

◆**勝田鮮二委員長** 意見で。そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 先ほどの岡田実委員の御意見にもありましたけども、国としても保育の質の向上を上げるためにも、保育士の配置の改善っていうのは十分図っていっているというふうに理解しております、なつかつ、令和8年度の概算要求ではあるんですけども、2兆5,074億円ということで、いわゆるプラスの概算要求にもなっておるわけでして、それから、いわゆる辞めていくとか、縮小するということでなくて、まだまだ予算も増やして何とかしていこうとい

うことが見えるわけで、私としてはこの意見書の提出は反対ということの意見です。

◆**勝田鮮二委員長** 意見ということで。そのほかございますか。それでは質疑を終結します。討論はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 予算は増やしてくれるかもしれないんですけど、現実こういう基準をつくっている、基準があるがために経過措置で従前どおりでいいとか、1歳児は基準改定ではなくて加算措置になっているとかいう、こういう制度そのものが、やっぱり保育士をきちんと増やしていくということにつながっていないということが、鳥取市の今の実態の中でも出てきているというふうに思いますので、配置基準の引上げの完全実施、さらなる改善を求める意見書っていうのは上げていく必要があると思いますので私は賛成します。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 先ほど岡田委員のほうからも言われたように、国として予算を増額したりとか、既に国として教育の質の向上とか、財源確保に努め、適切な措置をしていくっていう方向で進めている中で、先ほども質疑の中で鳥取市の現状とか報告がありましたけれども、これで止まるとかいうのではなく、その方向でまだ進む余地もありますし、もう少しこの今の現状、様子を見ながら進めていくことも大事ではないかなっていうふうに思いますので、今のところのところをさらに早期完全実施、また、さらなる改善と言ってみても現状をしっかりと踏まえながら進めていくことも大事ではないかなと思いますので、私は今回の陳情については反対の立場で討論させていただきます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。以上で討論を終結します。これより令和7年陳情第11号保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手お願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 挙手は少数ということで。失礼しました。挙手少数です。よって本陳情は不採択とすることに決定しました。それでは不採択理由の確認をさせていただきます。委員の皆様の御意見等お願いします。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** いわゆる国としても保育の質の向上のためにも保育所の配置の改善を図っていくことを重要と考えて予算措置等も十分に、予算要求にしても増やしておるというようなことを盛り込んでいただけたらと思うんですけど、先ほどの意見とまた別ですけど。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。そうしましたら、ただいま意見も出ましたが、正副委員長でまとめさせていただき、この委員会の最後に確認するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** じゃあ、そのようにさせていただきます。

令和7年陳情第12号 保育所に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆**勝田鮮二委員長** 続いて令和7年陳情第12号保育所に対する社会福祉施設職員等退職手当共

済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情について、委員の皆様から質疑、意見等はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** これも前回、濱田課長に答えていただいて、社会福祉法人設立の保育所に対して退職手当を国・県・法人が3分の1ずつ負担して積み立てて退職時にという制度だということでした。令和8年度までに改めて結論を出すということになっているので、そういうことにならないように、ぜひ今の状況を続けてほしいということで、この陳情が出ているんだということを理解させていただきました。

介護施設や障がい者施設というのは、社会福祉法人の割合が減ってきたのを契機に平成18年とか、28年、国、県もかな、の補助の対象から外していくたということもお聞きしました。保育施設、保育士さんの給与というのは、本当に一般と比べて安いというふうに言われていますし、本当に安いというふうに思います。公立の保育施設がだんだん少なくなる中で、社会福祉法人施設で働いておられる保育士たちが働き続けることができるということの保障にやっぱり退職金制度というのはなるもんじゃないかというふうに思います。

なので、国・県・法人3分の1ずつ積み立てておくという制度ですので、もっともな制度で、引き続きこういうものを維持していくということが必要じゃないかというふうに思います。意見です。

◆**勝田鮮二委員長** はい、意見で。了解しました。そのほか。はい、岡田実委員。

◆**岡田 実委員** はい。この退職金に対するところの公費助成に関しては、先ほど来から話もあったんですが、この保育に関わる社会福祉施設等以外にも、先ほどもあったと思うんですけども、介護事業ということで介護保険施設については平成18年度にこの公費の助成が廃止になっていますと。さらには障がい者支援施設につきましては、これは平成28年にやはりこのところの退職金に関する公費助成が廃止されておられます。これ、濱田課長のほうからも前回説明がございましたけども、イコールフィッティングという観点というふうにあるんですけども、これは民間の対等な競争条件の確保をするために、既に今ある3つのうちの2つ、介護と障がいについては公費助成が今なくなってきたていると。あと、残されたところ、社会福祉の施設であります保育所、保育についてはどうかという議論に今なっているところであって、さらには令和8年度、ですから来年ですね、来年度までにこの社会福祉施設に関するところをどうするのかということで、今、討論されているようなところなんんですけども、こういったことを考えてみると、やはり保育についてもこの社会の中では非常に重要なカテゴリーでありますし、介護にしてもやっぱり今、喫緊の課題であると思います。障がい者についてもそうです。

だから、全てにおいて、重要な内容ではあるわけなんですけども、このあと残されている社会福祉の部分だけを議論するという話にはならないんじゃないだろうかと。そうなると退職金の検討についてまた違うステージで、このほかの介護とか、障がいも含めた協議に入るのなら分かるんですけども、この1点だけで制度を残すというふうな進め方というのはちょっと整合性が合わないんじゃないだろうかというところから、私の意見とすれば、この今回についてはこれもちょっと反対のほうの意見として申し上げさせていただきます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほか、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今、岡田委員が介護施設や障がい者施設は退職積立制度から外されたというのは、社会福祉法人の介護施設、社会福祉法人の障がい者施設が全体の中で占める割合が減ってきたと、NPOとか、株式会社とか、そういうほかのその他の施設が増えてきたということがあって公費助成をやめた。もちろんこの社会福祉法人の介護施設、障がい者施設であれば、この制度に入ることはできるけど、公費負担はないよ、だけど、退職金積立制度のこの仕組みに入ることはできるよという制度なんです。

それで、令和8年までに結論を得ることになっているというふうになっていますが、何回か先延ばしになってきたのは、社会福祉法人の保育施設が多いから、ほかのこれまでの介護施設や障がい者施設のように割合が少なくなっている状況ではないという現状があって、結論が先延ばしになっているということですので、これだけを議論するというのはおかしいっていう岡田委員の意見はちょっと違うじゃないかなと私は別に求めていませんから、求めていません。意見を言っているんです。と思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 私は、これは公費助成の在り方じゃないかなと思っているんです。私立の保育園とかもあるし、そういう扱ったりするところもあるんでしょうけども、公費助成を本当に必要とするのかと、ほかの経営の主体との整合性みたいなところはどうなのかという点も考えながらしていかないといけないなと思って、それで、検討加えて令和8年度までに改めて結論を得るという形になっているんだと思いますけれども、私は、これはちょっと民間なんかの参入を促していくたり、本当に公費で出すべきものなのかという観点になったら、ちょっと賛成しかねるところでございます。以上です。意見です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。それでは質疑を終結します。討論はございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** もともと鳥取市の保育もみんな公立保育園で、公的に責任を持つというものだったと思います。民間がどうのこうのっていうんじゃないんですけど、そういう中で、社会福祉法人設立の保育施設に対してやっぱり質やらそれから働きやすさということを保障するためにやっぱり国や県が公的にバックアップしましょうという制度じゃないかと思いますので、ぜひ存続をさせるという立場で意見書を上げるべきでないかというふうに思います。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 私はちょっと反対の立場で、国としてもしっかりとこれは検討していくということを言っておられますし、そもそも民間にできることは民間に任せるというほうが私は民間活力の向上につながると考えております。ですから、この社会福祉施設職員とあるんですが、ちょっと中途半端な立場の職員なんですけども、そういうところだけに公費を助成するというんでなくて、もっとするんなら、民間の保育園のそういう人の待遇改善なり、退職金のことを考えてあげたほうがいいのではないかと思ったりもするので、何でもここに公費助成を、国が3分の1、県3分の1、法人3分の1ということですけども、ずっとし続ける必要があるのかどうかという点で、今々、この陳情書には賛同できないということでございます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。平野委員。

◆**平野真理子委員** 私は今回の陳情については反対の立場で討論させていただきます。令和7年度の保育関係予算において、社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について他の経営主体のイコールフィッティングの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく、保育人材確保の状況等踏まえて、さらに検討を加えて、意見でも出ていました令和8年度までに結論を得るっていうふうに明記されているということもありますし、このことについては、国・県それから事業所ということになりますので、現場において適切に判断を今後されるということになると思いますので、本市としてはそこを見守っていくという必要性が大じやないかなというふうに思いますので、陳情に対しては反対ということで討論させていただきます。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。以上で討論を終結します。これより令和7年陳情第12号保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◆**勝田鮮二委員長** 挙手少数です。よって、本陳情は不採択とすることに決定しました。そうしましたら、不採択理由を確認したいと思います。委員の皆様から御意見をお願いします。岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 委員長、副委員長にお任せします。

◆**勝田鮮二委員長** そうしましたら、ただいま正副委員長という意見が出ましたので、ただいまの御意見等、正副委員長でまとめさせていただき、この委員会の最後に確認するということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** はい。以上で陳情審査を終了します。

その他の報告

休園中の市立保育園（散岐保育園、さじ保育園）の令和8年度における対応について

◆**勝田鮮二委員長** その他の項です。引き続きましてその他の報告として休園中の市立保育園（散岐保育園、さじ保育園）の令和8年度における対応について説明をお願いします。濱田課長。

◆**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。資料のほうはその他の報告説明資料、こちらの3ページを御覧ください。休園中の市立保育園、散岐保育園、さじ保育園の令和8年度における対応についてでございます。令和7年4月1日より休園しております散岐保育園、さじ保育園につきまして、令和8年度に各地区内で入所対象となる児童の保護者に対して園が再開になった場合の入所希望の有無に関する意向調査を実施いたしました。その結果、入所希望者は散岐保育園が4人、さじ保育園が2人であり、令和7年度の休園した際の状況と変わらず、極めて少人数の状況でございました。

このような少人数での園運営におきましては、同年齢又は異年齢においての集団としての活動に制限が生じ、園児の協調性や社会性の育みなど、子供の育ちへの様々な影響が懸念される

ことから、各地区での保護者説明会、地元説明を経て、令和7年度に引き続き令和8年度も休園することといたしました。意向調査の結果につきましては、下の1の(1)が散岐保育園の結果でございます。対象者15人への調査を実施し、回答があった11人のうち、入所希望は4人でございました。

次に(2)のさじ保育園につきましては、対象者13人へ調査を実施し、回答があった11人のうち、入所希望は2人という結果でございました。なお、入所希望者の歳児別人数につきましては、対象者自体があまりにも少数であるため、個人の特定につながる恐れがあることから控えさせていただいております。

最後に2の令和9年度以降の対応についてでございます。次の令和9年度の園の在り方につきましては、令和8年度の在り方を検討した今回と同様に、今後の地域における出生数や意向調査の結果などを踏まえて検討していくこととしております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** ありがとうございました。さじも13人で2人の希望ということで、これは来年も続いて何年も、こう3年、4年とか続いとつたらせっかく、いい施設なんです。さじは結構新しい施設で、多分財源としては過疎債が充当されていると思いますので、その辺ありますが、目的外利用も今、国で認めていただけるようなことになっておりますので、これからぐっと増えてここに10人以上が、散岐もさじもちょっとあんまり集団で外国人の方が来られることであればあるんかもしれませんけど、それ以上は考えないので、同時進行でちょっと利活用を検討を始めてみられたらどうかなと思いますけども、その辺どう考えておられますでしょう。将来なんですけど。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** その廃園による利活用というようなお話をされたかと思います。実際に地元説明の際にも存続再開を希望される意見がある一方で、そういう廃園による利活用を考えていったほうがいいんじゃないかというような御意見もございました。ただ、今現在、市のほうで考えさせていただいているのは、まずはちょっと来年度また同じように状況を見させていただいて、また、その対応につきましては、その時点で考えさせていただきたいと考えております。

休園中の利活用も可能として、そちらのほうは、これも保護者説明会のほうで御意見いただいたんですが、地域の親子が集まる場所としての利活用ができるだろかというような御意見をいただきまして、実は9月の28日日曜日に、さじ保育園を会場にしまして、子育て広場inさじと題した親子が集まる催しを支所と連携して開催することとしております。

また、散岐保育園のほうに関しましても、公民館事業等での利活用を今、進めているところでございます。そういうところは対応していくたいと考えております。以上でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 休園中でもせっかくいい施設、さじはいい施設というか、新しいし、散岐は地区公民館とかすぐ近くにあって、みんなが寄りやすいところにあるわけですので、そういう利活用を推進していただきたいということと、廃園というのはなかなか過疎債の返済中はできな

いと思うので、用途変更を3年、5年、これ入らんとということになると、そういうのも用途変更を国の方に申請して、そういう地域の望むような施設利用も考えていただけたらと思います。これは意見です。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** この調査はどういうふうにして、まず調査をされたんでしょうか。今、あっちこっちの保育園に行つとられたり、それから家におられるとか、どんなふうにして調査されたのか教えてください。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。この調査の対象者は、現在、入所の有無や入所先の施設等は問わずに、各地区における来年度保育所のほうに入所対象となる年齢の児童の保護者に対して調査のほう実施したものでございます。

◆**勝田鮮二委員長** 岩永委員。

◆**岩永安子委員** 郵送で返答をもらうという格好ですか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 郵送で調査票のほうを発送いたしまして、郵送にて回答のほうを返していただいたものでございます。

◆**勝田鮮二委員長** よろしいですか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 回答率が100%でなくて、73%とかってちょっと、1人答えられんかったらどうんと下がぢやたりなんかするかもしだれんですけど、何かこれちょっと心配なんんですけど、声が戻ってこないというのがね、仕方がないんですかね。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。あくまで任意の調査として実施させていただいておりますので、ちょっと催促までは控えさせていただいたというところでございます。

◆**勝田鮮二委員長** よろしいですか。平野委員。

◆**平野真理子委員** はい。7年度それから今後のことも含めて、その希望されてない人というの、例えば7年度でしたらどのようにされていたのか状況分かりますでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。まず、散岐保育園に入所されていた児童のほうに関しましては、大半が河原のあゆっこ園のほうに移られましたし、さじ保育園の方に関しましては、もちがせ保育園のほうに大半が移られたというような状況でございます。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** 分かりました。行き場がなくて困るとかというわけじゃなかつて、きちつと近くの同じところに行かれたということですね。そうしますと、たくさんの子供さんたちと一緒にまた過ごして、そういう環境にあるということはよかったですなというふうに思いますし、あと、ちょっと先ほども意見出ましたけど、細かいことで、もしあれば教えていただければと思うんですけど、保護者説明会、地元説明会を経てと書かれていますけども、何か特徴的な御意見とかあったでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。ちょっと先ほども申し上げましたが、やはり存続再開を望まれるような意見であったり、逆に休園を続けるのではなくて、次の利活用を考えたほうがいいのではないかというような御意見が地元のほうからは出ておりました。それで、保護者の方は、やはり休園中の利活用、そういった地区内の親子がつながりを持てるような集える場所としての利活用を考えいただきたいというような御意見をいただいたところでございます。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** 分かりました。ありがとうございます。今後の活用についての要望が多かつたということで、希望された方も、もしこれで今回も休園ということになつてがっくりというよりは、それはそれで次のこと、一緒にさつき言われたものがせとか、あゆっこ園さんの方に行かれるとかということで、困るということではないという状況だったというふうに理解していいでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 保護者の方からは、そういったことの困りごとというような御意見はなかった状況でございます。

◆**勝田鮮二委員長** そのほかございますか。はい、ないようでございます。じゃあ以上でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** そのほか何かございますか。では、これで健康こども部を終了します。健康こども部の皆さんには退席ください。お疲れでした。

その他

令和7年度議会報告会・意見交換会について

◆**勝田鮮二委員長** それでは、引き続きその他ということで、先ほど少し説明しましたが、令和7年度議会報告会・意見交換会についてに入ります。お手元に配布の資料のとおり、11月10日月曜日に議会報告会・意見交換会が開催されることとなりました。そこで、議会広報広聴委員会より、福祉保健委員会から4名選出していただきたいと依頼がありました。つきましてはこの委員会の中で決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**勝田鮮二委員長** では、協議の前に議会広報広聴委員会の委員さんから内容について説明をお願いします。岩永委員お願いします。

◆**岩永安子委員** はい。別紙につけておりますとおり、今年は団体と意見交換会を行いますということで、前期はなかったんですけど、9月末の申込みということで、今回、対話とつながりとどんぐりの森という不登校の親御さんの会だというふうに思います。代表者、尾崎さんから意見交換会の申出がありました。テーマはそこに書いてあるとおりです。いらっしゃる参加予定は今のところ6人ですが、福祉保健委員会から4名、文教経済委員会から4名選出をして

いただいて、グループに分かれての討議ということを考えておりますので、ぜひ、福祉保健委員会は岩永と加嶋さん、西尾さん、広報広聴委員がおりますので、それ以外の委員の皆さんから4名の選出をお願いしたいと思います。

◆**勝田鮮二委員長** という説明でございました。したがいまして、広報広聴委員の方を除き、4名ということで、それに今回、意見交換会に来られる方ですね、どんぐりの森の代表、尾崎さんをはじめ、ほとんどが女性だということで、女性委員の出席もお願いしたいという委員長からの依頼もありましたもので、取りあえず、じゃあ、この場でもう決めさせていただきたいと思います。それでは平野委員、それから岡田信俊委員、岡田実委員、勝田鮮二私ということで4名決定させていただきたいと思います。また、改めて通知があるだろうと思いますが、11月10日10時～12時ということで、鳥取市役所ですんで、一応予定を入れないでよろしくお願ひいたします。

それでは、以上なんですが、先ほど正副委員長に一任ということがございます。少し時間がほしいので暫時休憩しますが、2時半に再度集まつていただいて、それまでは休憩という形でよろしくお願ひいたします。

午後2時5分 休憩

午後2時28分 再開

◆**勝田鮮二委員長** それでは再開します。先ほどの陳情の不採択理由の確認でございます。まず、最初に、令和7年陳情第11号保育士配置基準の引上げの早期改善実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情ということで、一応、不採択理由案ですけども、国も保育の質の向上に努めている中で、本市としても現状を把握する必要があるためですが、何かおかしければ隨時発言していただければ、これを付け加えたほうがいいなとか。はい、平野委員。

◆**平野真理子委員** 前半のところはいいんですけど、この現状を把握する必要があるために、この改善を求める意見書が違うというのも、ちょっと何か別に、現状を把握する必要があるために反対するもんかいなと。要するに向上を努めておられるので、これを見守るというか、これを注視するというか、何という言葉だったか、岡田委員さんのほうで何か言われたかいなどちょっとと思ったんですけど。こうって言われたかいね、現状を把握する必要があるためって言いなったかいな。

◆**勝田鮮二委員長** 意見、質疑といいますか、意見ではなくて討論のときに発言された内容を盛り込まないといけないので、意見ではかなり皆さんたくさん議論してもらいましたけど、討論のときに発言されている字句を使わせてもらった。はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 現状を把握する必要があるとは平野委員さん言われなかつたと思うんですよ。現状を踏まえながら見ていくと言われて、別に現状を把握しようという意見ではなかつたと思うんですね。だから、ちょっとこれは違うんじゃないかなと思います。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局。

○**福田佳菜議事係主任** 失礼します。事務局福田です。そうですね、平野委員さんのほうからは、

もう少し今の現状、様子を見ながら進めていくことも大事ではないかなというふうに思います
というふうな御発言はありました。

◆**勝田鮮二委員長** はい、岡田委員。

◆**岡田信俊委員** はい。今、ありがとうございました、福田さん。そうしますと、本市としても現状を把握するというところ、現状を見守りというような書き方ではどうでしょうか。すみません。本市としても現状を見守る必要があるために変えてはどうでしょうか。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局

○**福田佳菜議事係主任** 失礼します。事務局の福田です。平野委員さんのほうからは岡田委員さんからもおっしゃられたように、国として予算を増額したりとか、既に国として質の向上とか、財源確保に努め、適切な措置をしていくという方向で進めている中で、質疑の中で、鳥取市の現状とか報告がありましたけれども、これで取るということではなく、その方向でまた進む余地もありますし、もう少し今の現状、様子を見ながら進めていくことも大事ではないかなというふうに思いますというふうな御発言がございました。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。国も保育の質の向上に努めている中で、本市としても現状を見ながら進める必要があるためいいじゃないですかね。どうでしょう。

◆**勝田鮮二委員長** そこの最後のほう、真ん中から後半ですね、本市としても現状を見ながら進める必要があるため。はい、もう一度最初から言います。国も保育の質の向上に努めている中で、本市としても現状を見ながら進める必要があるため。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆**勝田鮮二委員長** はい。じゃあ、陳情第12号保育所に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情でございます。不採択理由としては、上とあれですけども、国としても既に検討を進めており、現場において適切に判断されるべきであると考えるため。平野委員。

◆**平野真理子委員** 最後の現場において適切に云々はいいかなと思うんですけど、最初の国としても既に検討を進めておりというのは、既に検討を進めてはどの分のことを。皆さんから出たのは8年度はここまでするんだと、それで、その後また検討するんだということはそれの意味ですかね。既に検討を進めておりというのは。何か進めるとは言ってあったけど、既に進めるかどうかは、何だかちょっとまだ私もあまりこれがそれだよというのは把握していないんですけど、令和8年度に検討するという話は載っていたんですけどね、それがこれのことか。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局。

○**福田佳菜議事係主任** 失礼します。こちらは西尾委員さんの討論の中で、国としてもしっかりとこれは検討していくということを言っておられますし、というふうな御発言がありましたので、こういったところを盛り込ませていただいたと。

◆**勝田鮮二委員長** 西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** 西尾です。既には取っていただいて、国としても検討を進めておりで、既にを取っていただいて。

◆**勝田鮮二委員長** はい、平野委員。

◆**平野真理子委員** 今ちょっと正確に言うと、進めておりという言葉を使われたかいな、すると言っているじゃなかつたかいな。書いてありますね、令和8年度までこれで行くけれども、その後のことはそこからまたやりますよって言っているということで、今進めておりますというのが、何か記載されとったかいな、今やりようるってどこがやりようるかいなということはよう見つかんかったですけども。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局。

○**福田佳菜議事係主任** 失礼します。国としてもしっかりこれは検討していくということを言っておられますし、というふうな御発言でした。

◆**勝田鮮二委員長** それではちょっと最初の文章ですけども、国としても検討していくとしており。はい、岡田実委員。

◆**岡田 実委員** あと、平野委員さんが、途中、資料を読まれた中で、僕もちょっと同じ資料を持っていて、ここ言葉として入れていたのが、保育所等に対する公費助成の検討というか、そういうことの検討しておりという、どういったものをというところの、討論の中で言われたと思ったんですが。それは討論の中では言つてはなかつた内容だったでしょうか。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局。

○**福田佳菜議事係主任** 失礼します。平野委員さんの討論の中で、令和7年度の保育関係予算において、社会福祉施設職員退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体のイコールフィッティングの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく、保育人材確保の状況等踏まえて、さらに検討を加えて令和8年度までに改めて結論を得るというふうに明記されているというふうな御発言がございました。

◆**平野真理子委員** 現場において、国と県と主体者とが適切に判断されることが前提、鳥取市として、今なんだかんだというのはちょっと難しいじゃないかなという気持ちで言ったんですけど、ちょっと言葉が違いますね。

◆**勝田鮮二委員長** はい、西尾委員。

◆**西尾彰仁委員** はい。私も、これ、さっき委員長も言わされましたけど、国としてもしっかり検討していくとしておりって、現場においてみたいな感じでしたらどうでしょう。進めてじゃなくて、進めては言ってないので、しております。

◆**勝田鮮二委員長** はい、岡田信俊委員。

◆**岡田信俊委員** 細かいんですけど西尾さん。さっきしっかりと抜かされたと思う。

◆**西尾彰仁委員** しっかりと言いました、僕は。

◆**勝田鮮二委員長** はい、事務局。

○**福田佳菜議事係主任** はい。西尾委員さんの御発言でしっかりというふうな御発言もございました。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

○**平野真理子委員** 意味としてはしっかりだと思うので、言われたのはしっかり全然間違いじゃ

ないんですけども、ここで言う、ここにしっかりと入ったほうがいいかどうかについては、何か違和感があるんですよね。しっかりとというのはどんなのみたいで、そういうのはなくても意味が通つたらなるべく言葉少なく。

◆西尾彰仁委員 なるほど、分かりました。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、そうしましたら、もう一度よく聞いてください。国としても検討していくとしており、現場において適切に判断されるべきと考えるためと。よろしいでしょうか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 西尾さん、後半の、現場において適切に判断されるべきというのになげやり的な感じがしないか。その現場の保育所が判断しなさいよというような言い方に取れそうなんですけど。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 現場においてというのは、実際、助成制度で決めてお金を出して決めていくところは国・県、あと事業所さんなので、これは現場においてのこの3つは決まっているんですね。だから、なげやりでというんじゃないなくて。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 ごめんなさい。投げやりという言い方ちょっとまずかったですけど、現場で、現場という言葉の中に、国と県と保育所というその意味合いが取れるんかなと思って、文章で。ちょっとそれが心配になった。

◆西尾彰仁委員 陳情同じのが出ておりました、確かに。現場においてというのがね。

◆勝田鮮二委員長 そこの現場という二文字を国・県・事業所というか、において適切に判断されるためと。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 分かりにくかったら、現場で括弧とかしたらいけんですか。国・県・事業所、括弧いらんか。

◆魚崎 勇委員 市はどこに入ってくるんだ。

◆西尾彰仁委員 そもそも市はない。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 この現場の中に市は入ってないんですか。入ってない、本当に。

◆西尾彰仁委員 本当に。

◆岩永安子委員 本当に。

◆西尾彰仁委員 本当に入ってない。市は関係ないだけ、これね。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。市もこの制度の中の一つ、くちばしとか入ってない。

◆西尾彰仁委員 ない。ないです。

◆魚崎 勇委員 なら、大丈夫ですね。

◆西尾彰仁委員 だって、いいんじゃないですか、そのまでいけば。

◆魚崎 勇委員 はい。分かりました。

◆勝田鮮二委員長 はい、岡田信俊委員。

- ◆岡田信俊委員 先ほど委員長が言われた案に賛成です。委員長おっしゃったように、現場を外して、国・県・法人とするほうがいいと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 平野委員。
- ◆平野真理子委員 文章的には国・都道府県なんですよね、だけ、私たちは鳥取県のことを言っているけど、国、あれみたら都道府県なんですね。
- ◆勝田鮮二委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 平野委員も言ったけど、これ自体が文章にも現場というのが入っているので、ここで分かると思うんです。だから、丁寧に言えば委員長や岡田委員のとおりだけども、私はこのまま現場でいいのではないかなと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 岡田信俊委員。
- ◆岡田信俊委員 長いようですが、やっぱり国・都道府県・法人ですかね、等、現場って何というものが聞かれそうな、何かそんなことないですか。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 平野委員。
- ◆平野真理子委員 この陳情を出されている方が、市ではどうにもならんところを言われているので、やっぱりその辺はあんまり深く詳しくしなくともいいのかなという気もせんでもないです。
- ◆勝田鮮二委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。私も、請願者のほうも現場というのを使って出されておって、それに呼応する形で返すのがいいと思うので、私は現場においてで、そのままでいいのではないかなと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 平野委員。
- ◆平野真理子委員 はい。ここは委員長のおっしゃるとおりでいいと思います。
- ◆勝田鮮二委員長 岡田実委員。
- ◆岡田 実委員 本当に申し訳ないです。教えてください。国・県・法人というのは討論の中で発言が出てきた内容ですか。
- ◆勝田鮮二委員長 事務局その部分、読み上げてもらえますか。
- 福田佳菜議事係主任 はい。国・県・事業所ということになりますので、現場において適切にこの判断を今後されるということになると思いますので、本市としてはそこを見守っていく必要性がというふうに思いますという御発言でした。
- ◆勝田鮮二委員長 西尾委員。
- ◆西尾彰仁委員 はい。先ほど平野議員さんが討論のときに言っておられた国・県・事業所を入れて、においてされたらどうでしょうか。言った言葉じゃないと出せないとのことなので、国・県・事業所において。以上です。
- ◆勝田鮮二委員長 そうしましたら、再度確認します。理由としては、国としても検討していくとしており、国・県・事業所において適切に判断されるべきであると考えるため。どうでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、このようにさせていただきます。その他、何かございますか。先ほどの広報広聴委員会の4人選ばせてもらいましたが、リーダーを決めて。分かりました。そしたら、もしそういう案がありましたら。では勝田、私がリーダーということでよろしくお願ひいたします。終わります。お疲れさまでした。

午後2時52分 閉会

令和7年9月定例会 福祉保健委員会

(議案審査、請願・陳情審査、その他の報告)

日 時：令和7年9月19日（金）

10:00～

場 所：本庁舎7階 第1委員会室

市立病院

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第105号 令和7年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号）
- ・議案第120号 鳥取市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】
- ・議案第102号 令和7年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第103号 令和7年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第104号 令和7年度鳥取市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）

2 議案【説明・質疑・討論・採決】：追加提案分

- ・議案第128号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】

3 請願【質疑・討論・採決】

<請願（新規）>

- ・令和7年請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る公的助成制度創設についての請願

健康こども部 (福祉部終了後)

1 議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 100 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

2 議案【説明・質疑・討論・採決】：追加提案分

- ・議案第 128 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）【所管に属する部分】

3 陳情【質疑・討論・採決】

<陳情（新規）>

- ・令和 7 年陳情第 11 号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情
- ・令和 7 年陳情第 12 号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情

4 その他の報告

- ・休園中の市立保育園（散岐保育園、さじ保育園）の令和 8 年度における対応について
(幼児保育課)

その他 (健康こども部終了後)

- ・令和 7 年度議会報告会・意見交換会について